

文書番号：TR100-02

有料職業紹介（特定技能外国人） 返戻金規程

紹介手数料の返金について、以下に定める。

但し、個別に締結した契約書がある場合は、その内容を優先する。

求人者が採用した特定技能 1 号（介護職）が、来日後、本人の都合により 1 ヶ月以内、1 ヶ月経過後から 3 ヶ月以内または 3 ヶ月経過後から 6 ヶ月以内で退職した場合は、有料職業紹介者（富山リアルタ事業協同組合）が受領した紹介手数料のうち、次の金額を求人者に返還するものとする。

なお、求人者の責による退職、解雇もしくは、特定技能 1 号（介護）人材による負傷、疾病などの不測の事態による退職の場合は、適用しない。

- | | |
|----------------------|---------------------|
| (1) 来日から 1 ヶ月以内 | 来日時紹介手数料の 90%を返金する。 |
| (2) 1 ヶ月経過後から 3 ヶ月以内 | 来日時紹介手数料の 50%を返金する。 |
| (3) 3 ヶ月経過後から 6 ヶ月以内 | 来日時紹介手数料の 10%を返金する。 |

作成：2022 年 9 月 15 日
富山リアルタ事業協同組合